

(平成 28 年 8 月 一部改定)

(令和 2 年 2 月 一部改訂)

(令和 2 年 6 月 一部改訂)

(令和 3 年 3 月 一部改訂)

(令和 5 年 2 月 一部改訂)

震災復興支援のための 意匠早期審査・早期審理ガイドライン

令和 5 年 2 月改訂

令和 5 年 2 月

特 許 庁

目次

はじめに	3
I. 震災復興支援早期審査について	3
1. 震災復興支援早期審査の対象	3
1-1 対象となる意匠登録出願	3
2. 震災復興支援早期審査の申出手続	4
2-1 提出者	4
2-2 提出方法、提出先	4
2-3 提出時期	4
2-4 手数料	4
2-5 提出書類の補充	4
3. 事情説明書の記載要領	5
3-1 書誌的事項	5
3-2 実施状況説明	5
3-3 緊急性を要する状況の説明	6
3-4 先行意匠調査	7
3-5 自己の意匠登録出願中の意匠の記載	7
震災復興支援早期審査の事情説明書の様式（記載例）	8
4. 早期審査の審査手続等	9
4-1 審査手続	9
4-2 提出書類の閲覧	9
4-3 意匠公報への表示	9
5. お問い合わせ窓口	10
II. 震災復興支援早期審理について	11
1. 震災復興支援早期審理の対象	11
1-1 対象となる審判事件	11
2. 震災復興支援早期審理の申出手続	12
2-1 提出者	12
2-2 提出方法、提出先	12
2-3 提出時期	12
2-4 手数料	12
2-5 提出書類の補充	12
3. 「早期審理に関する事情説明書」の記載要領	12
3-1 書誌的事項	12

3-2	実施状況説明	13
3-3	緊急性を要する状況の説明	13
3-4	自己の登録意匠及び意匠登録出願中の意匠の記載	13
3-5	審判事件が早期審査の対象である場合	13
	震災復興支援早期審査の事情説明書の様式（記載例）	14
4.	早期審査の審査手続等	15
4-1	選定手続	15
4-2	早期審査の処理	15
4-3	提出書類の閲覧	15
4-4	意匠公報への表示	15
5.	お問い合わせ窓口	16

はじめに

特許庁では、東日本大震災による未曾有の被害に対する支援策として、出願人等が地震によって影響を受けた場合に、手続期間の延長を認める措置を講ずるなどの対応を行ってきました。

被災地では、震災からの復興に向けた動きが次第に広がりを見せており、特許庁としても、知的財産を活用した震災復興を支援していくことが必要であると考えています。そこで、震災復興のために早期の権利取得が可能となるよう、意匠登録出願に関するこれまでの早期審査及び早期審理の対象を時限的に拡大し、手続要件の緩和を図った震災復興支援早期審査及び早期審理を実施することと致します。

I. 震災復興支援早期審査について

1. 震災復興支援早期審査の対象

1-1 対象となる意匠登録出願

以下の（ア）又は（イ）に該当する意匠登録出願について、早期審査の申出をすることができます。既に出願されているものについても、早期審査の対象となります。なお、令和元年意匠法改正に基づく複数意匠一括出願手続（意願〇〇〇〇－３〇〇〇〇〇の手続番号を有するもの）は早期審査の対象外です。意匠ごとの出願となった意匠登録出願について、早期審査の申出をすることができます。また、令和元年意匠法改正により新たに保護対象となった建築物及び画像に係る意匠並びに内装に係る意匠については、審査品質の確保のためにより広範なサーチや慎重な判断が必要となるため、引き続き、早期審査の対象外とします。

- （ア）出願人の全部又は一部が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用される地域（東京都を除く。以下、「特定被災地域」^{※1}という。）に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者による意匠登録出願。
- （イ）出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等^{※2}が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業として創作された意匠又は実施される意匠に係る意匠登録出願。

※1 「特定被災地域」に該当する市町村については、特許庁ウェブサイトの「特定被災地域一覧」

(https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki_kaisi/souki_tokutei.html)
を参照してください。

※2 事業所等には、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、出願人と主体が異なる子会社や関連会社（別登記の法人）は含みません。

2. 震災復興支援早期審査の申出手続

早期審査の申出は、早期審査の適用を受けようとする意匠登録出願毎に1通の「早期審査に関する事情説明書」の提出が必要となります。

なお、提出書類は、特許庁が受理した後は返却されません。

2-1 提出者

出願人

2-2 提出方法、提出先

- (i) オンラインにより提出、
- (ii) 直接受付窓口（特許庁出願課：所在地 東京都千代田区霞が関3-4-3）に提出、又は
- (iii) 封筒に「早期審査に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あて（郵便番号 100-8915 上記住所）に郵送等送付します。

なお、書面により提出した場合は、電子化のために、早期審査の選定手続がオンラインによる提出の場合に比べて1月程度遅れます。

2-3 提出時期

意匠登録出願の日以降に提出することができます。

※令和元年意匠法改正に基づく複数意匠一括出願手続（意願〇〇〇〇-3〇〇〇〇〇の手続番号を有するもの）は早期審査の対象外です。意匠ごとの出願として出願番号が付与され、その出願番号通知を受け取った後に、意匠ごとの意匠登録出願について提出することができます。

なお、意匠審査スケジュールを特許庁ホームページで公開していますので、早期審査の申出を行う際の参考としてください。

(<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/status/ishoto.html>)

2-4 手数料

「早期審査に関する事情説明書」を提出する際には、手数料は必要ありません。

2-5 提出書類の補充

提出した「早期審査に関する事情説明書」の補充を行う場合は、「早期審査に関する事情説明補充書」により行います。

3. 事情説明書の記載要領

「早期審査に関する事情説明書」の記載要領は以下のとおりです。

3-1 書誌的事項

- 1) 【事件の表示】の欄には、「意願○○○○－○○○○○○」のように意匠登録出願の番号を記載します（※）。また、願書と同時に早期審査に関する事情説明書を提出する場合は、「平成○年○月○日提出の意匠登録願」のように、その意匠登録出願の年月日を記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該意匠登録出願の願書の写しを添付します。
※ 令和元年意匠法改正に基づく複数意匠一括出願手続は早期審査の対象外です（複数意匠一括出願手続の番号（意願○○○○－3○○○○）を記載することはできません。）。意匠ごとの意匠登録出願に係る出願番号として付与される、出願番号通知に記載された出願番号を記載します。
- 2) 【提出者】又は【代理人】の【識別番号】について、識別番号の通知を受けていない場合は【識別番号】の欄を設ける必要はありません。なお、代理人がない場合は、【代理人】の欄を設ける必要はありません。
- 3) 【提出者】又は【代理人】の【住所又は居所】の欄の住所の次には、可能な限り、提出者又は代理人の有する電話番号も記載して下さい。
- 4) 提出年月日の記載にあたっては、オンラインにより提出する場合には提出する年月日を、特許庁の受付窓口へ直接提出する場合はその年月日を、郵送により提出する場合はその投函の年月日又は郵便局へ差し出す年月日を記載してください。

3-2 実施状況説明

「1. 実施状況説明」の欄は、以下の要領で記載します。

- 1) 実施行為の特定
 - ①意匠の実施者
出願人本人又は出願人である法人の事業所等を記載してください。
なお、出願人である法人の事業所等の場合には、その住所、名称及び出願人との関係を記載してください。
 - ②意匠の実施態様
出願人本人又は出願人である法人の事業所等における実施行為

が、出願の意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）のうち、いずれに該当するものであるかを記載します。

2) 実施行為の開始時期

実施行為がいつからなされているかを記載します。例えば実施行為が製造の場合、“平成〇〇年〇〇月〇〇日から製造中”又は“平成〇〇年〇〇月〇〇日から製造開始予定”のように記載します。

3) 意匠の実施行為を示す資料又は物件

意匠の実施行為を示す資料又は物件については、地震に起因した被害により十分な資料の収集等ができる状況にないことが想定されることから、「〇〇地震により被害を受けたため、意匠の実施行為を示す資料の提出を省略する。」旨記載することにより、省略を可能とします。

3-3 緊急性を要する状況の説明

「2. 緊急性を要する状況の説明」には、以下の（ア）又は（イ）を記載します。

（ア）出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた事実。

（イ）①出願人である法人の事業所等が特定被災地域にあり、当該事業所等が地震に起因した被害を受けた事実、及び、

②早期審査に係る出願が、当該事業所等の事業として創作された意匠又は実施される意匠であること。

（記載例：出願人の住所が特定被災地域にある場合（（ア）の例））

【早期審査に関する事情説明】

2. 緊急性を要する状況の説明

出願人のうち、株式会社〇〇〇は、特定被災地域に含まれる〇〇に住所を有しており、東日本大震災により〇〇の被害を受けました。

（記載例：研究所が地震に起因した被害を受けた場合（（イ）の例））

【早期審査に関する事情説明】

2. 緊急性を要する状況の説明

当該出願の出願人である株式会社〇〇〇〇は、本社は東京都〇〇区であるが、東日本大震災により、特定被災地域である〇〇県〇〇市にある〇〇研究所が〇〇の被害を受けました。当該出願の意匠は、当研究所で創作されたものです。

(記載例：事業所が地震に起因した被害を受けた場合 ((イ) の例))

【早期審査に関する事情説明】

2. 緊急性を要する状況の説明

当該出願の出願人である株式会社〇〇〇〇は、本社は東京都〇〇区であるが、東日本大震災により、特定被災地域である〇〇県〇〇市にある〇〇事業所が〇〇の被害を受けました。当該出願の意匠は、当事業所で製造されるものです。

3-4 先行意匠調査

「3. 先行意匠調査」については、地震に起因した被害により十分な先行意匠調査ができる状況にないことが想定されることから、「〇〇地震により被害を受けたため、先行意匠調査の記載を省略する。」旨記載することにより、省略を可能とします。

3-5 自己の意匠登録出願中の意匠の記載

「早期審査に関する事情説明書」の提出にあたっては、関連意匠の登録要件（意匠法第10条）の調査を効率的に行うため、自己の意匠登録出願中の意匠が他にもある場合には、その出願番号等を記載してください。

「4. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載」の欄は、以下の要領で記載します。

i) 記載の範囲は、その出願の意匠の意匠に係る物品が属する「意匠分類表」の小分類又は「意匠に係る物品等の例」(※)に記載された関連する主な日本意匠分類の範囲内において、その出願と同日に出願した自己の他の意匠登録出願（最終処分が確定していないもの）すべてとします。

※「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」別添

ii) 記載は、「意願2011-〇〇〇〇〇〇」のように、意匠登録出願の番号を記載することにより行います。

なお、出願番号の通知を待っている間は、その出願の「出願日」及び「整理番号」を記載します。

震災復興支援早期審査の事情説明書の様式（記載例）

- 【書類名】 早期審査に関する事情説明書
（【提出日】 平成23年〇月〇日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願2011-〇〇〇〇〇〇〇〇
【提出者】
【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】 〇〇県××市△△
【氏名又は名称】 〇〇株式会社
（【電話番号】）
【代理人】
【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】 〇〇県××市△△
【弁理士】
【氏名又は名称】 代理一郎
（【電話番号】）
【早期審査に関する事情説明】
1. 実施状況説明
（1）実施行為の特定
実施者
出願人 又は
名称 〇〇株式会社仙台工場
住所 宮城県仙台市××
関係 出願人の仙台工場
実施の態様
意匠に係る物品の製造
（2）実施行為の開始時期
平成23年5月10日から製造中
（3）意匠の実施行為を示す資料又は物件
東日本大震災により被害を受けたため、意匠の実施行為を示す資料の提出を省略する。
2. 緊急性を要する状況の説明
出願人である〇〇株式会社は、特定被災地域に含まれる〇〇県××市に住所を有しており、東日本大震災により〇〇の被害を受けた。
3. 先行意匠調査
東日本大震災により被害を受けたため、先行意匠調査の記載を省略する。
4. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載
（1）出願番号

4. 早期審査の審査手続等

4-1 審査手続

i) 選定手続

「早期審査に関する事情説明書」の提出があった出願について、早期審査の対象とするか否かを、審査長等が選定します。

<参考> 震災復興支援早期審査の対象として選定できない事例

(例1) 全ての出願人の住所が特定被災地域外にあり、かつ、地震に起因した被害を受けた事業所等と無関係な出願である場合。

(例2) 地震に起因した被害を受けた旨の記載がない場合。

ii) 選定結果の通知

審査長等は、選定の結果「対象としない」と判断した場合には、理由を付して出願人（代理人）に通知します。

(*) オンライン発送のための所定の手続を行った出願人（代理人）には、オンラインにて通知されます。

iii) 審査官による早期審査の処理

選定の結果、早期審査の対象となった案件については、審査官はすみやかに審査を開始し、着手後の処理においても、遅滞なく処分が終了するように審査手続を進めます。

iv) 選定の際の調査等

「早期審査に関する事情説明書」の記載内容について、必要に応じて、ヒアリングによる状況の確認を行うことがあります。

4-2 提出書類の閲覧

「早期審査に関する事情説明書」は、意匠登録に関する出願書類等の閲覧と同様、意匠登録後は閲覧可能な書類となります。

4-3 意匠公報への表示

早期審査の対象になった出願の意匠公報への掲載に当たっては、以下の表示を行います。

i) 登録意匠目次への「早」表示。

ii) 意匠公報への「早期審査対象出願」表示。

5. お問い合わせ窓口

特許庁審査第一部意匠課企画調査班

Tel : 03-3581-1101 内線 2907

E-mail: PA1530@jpo.go.jp

早期
審査

II. 震災復興支援早期審理について

震災復興支援早期審理に関する諸手続は、震災復興支援早期審査における手続に準拠することとします。

1. 震災復興支援早期審理の対象

意匠登録出願に係る拒絶査定不服審判が対象となります。

1-1 対象となる審判事件

以下の（ア）又は（イ）に該当する審判事件について、早期審理の申出をすることができます。既に審判請求されているものについても、早期審理の対象となります。ただし、令和元年意匠法改正に基づく新たな保護対象である建築物及び画像に係る意匠並びに内装に係る意匠については、審理の充実のためにより広範なサーチや慎重な判断が必要となるため、当面、早期審理の対象外とします。

- （ア）審判請求人の全部又は一部が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用される地域（東京都を除く。以下、「特定被災地域」^{※1}という。）に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者による意匠登録出願についての拒絶査定不服審判事件。
- （イ）審判請求人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等^{※2}が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業として創作された意匠又は実施される意匠に係る意匠登録出願についての拒絶査定不服審判事件。

※1 「特定被災地域」に該当する市町村については、特許庁ウェブサイトの「特定被災地域一覧」

(https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki_kaisi/souki_tokutei.html)

を参照してください。

※2 事業所等には、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、審判請求人と主体が異なる子会社や関連会社（別登記の法人）は含みません。

2. 震災復興支援早期審理の申出手続

早期審理の申出をする場合は、対象審判事件ごとに「早期審理に関する事情説明書」1通を提出してください。

なお、提出書類は、特許庁が受理した後は返却されません。

2-1 提出者

当該審判事件の審判請求人。

2-2 提出方法、提出先

(i) オンラインにより提出、

(ii) 直接受付窓口（特許庁出願課：所在地 東京都千代田区霞が関3-4-3）に提出、又は

(iii) 封筒に「早期審理に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あて（郵便番号 100-8915 上記住所）に郵送等送付します。

2-3 提出時期

早期審理の対象となる当該審判事件の審判請求の日以降いつでも提出できます。

2-4 手数料

「早期審理に関する事情説明書」を提出する際には、手数料は必要ありません。また、書面により提出した場合であっても、電子化手数料は必要ありません。

2-5 提出書類の補充

提出した「早期審理に関する事情説明書」の補充を行う場合は、「早期審理に関する事情説明補充書」により行います。

3. 「早期審理に関する事情説明書」の記載要領

3-1 書誌的事項

1) 【審判事件の表示】の欄には、審判事件番号及び意匠登録出願番号を記載します。

<記載例>

「平成〇〇年審判第〇〇〇〇〇号」、 「不服〇〇〇〇-〇〇〇〇〇」

「平成〇〇年意匠登録願第〇〇〇〇〇号」、「意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇」

2) 【審判請求人】又は【代理人】の【識別番号】は、なるべく記載してください。識別番号を記載しないときは、欄は設ける必要はありません。

【審判請求人】又は【代理人】の住所（居所）の次に、可能な限り審判請求人又は代理人の有する電話番号を記載してください。なお、代理人がない場合は、【代理人】の欄を設ける必要はありません。

3) 提出年月日の記載にあたっては、オンラインにより提出する場合には提出する年月日を、特許庁の受付窓口へ直接提出する場合はその年月日を、郵送により提出する場合はその投函の年月日又は郵便局へ差し出す年月日をなるべく記載してください。

3-2 実施状況説明

『早期審査に関する事情説明書』の記載要領と同様です。

3-3 緊急性を要する状況の説明

『早期審査に関する事情説明書』の記載要領と同様です。

3-4 自己の登録意匠及び意匠登録出願中の意匠の記載

「早期審理に関する事情説明書」の提出にあたっては、関連意匠の登録要件（意匠法第10条）の審理を効率的に行うため、自己の登録意匠及び意匠登録出願中の意匠について記載してください。審判係属中のものが他にもある場合には、その審判番号も記載してください。

- i) 記載の範囲は、審判請求に係る意匠登録出願の意匠に係る物品が属する「意匠分類表」の小分類（意匠法施行規則別表第一の物品の区分の欄のレベル）の範囲内において、その出願と同日に出願した自己の他の登録意匠及び意匠登録出願すべてとします。
- ii) 記載は、「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」のように、審判番号を記載することにより行います。

3-5 審判事件が早期審査の対象である場合

なお、早期審理を申し出る審判事件が、審査段階において既に早期審査の対象となっている場合は、「早期審査に関する事情説明書」の記載内容に変更（緊急性を要する状況の変化等）がない限り、「早期審査に関する事情説明書の記載参照」と記入すれば足ります。

震災復興支援早期審理の事情説明書の様式（記載例）

- 【書類名】 早期審理に関する事情説明書
（【提出日】 平成23年〇月〇日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【審判事件の表示】
【審判番号】 不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇
【出願番号】 意願2011－〇〇〇〇〇〇
【審判請求人】
【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】 〇〇県××市△△
【氏名又は名称】 〇〇株式会社
（【電話番号】）
【代理人】
【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】 〇〇県××市△△
【弁理士】
【氏名又は名称】 代理一郎
（【電話番号】）
【早期審理に関する事情説明】
1. 実施状況説明
（1）実施行為の特定
実施者
審判請求人 又は
名称 〇〇株式会社仙台工場
住所 宮城県仙台市××
関係 審判請求人の仙台工場
実施の態様
意匠に係る物品の製造
（2）実施行為の開始時期
平成23年5月10日から製造中
（3）意匠の実施行為を示す資料又は物件
東日本大震災により被害を受けたため、意匠の実施行為を示す資料の提出を省略する。
2. 緊急性を要する状況の説明
審判請求人である〇〇株式会社は、特定被災地域に含まれる〇〇県××市に住所を有しており、東日本大震災により〇〇の被害を受けた。
3. 自己の登録意匠及び意匠登録出願中の意匠の記載
（1）審判番号

4. 早期審理の審理手続等

4-1 選定手続

i) 選定手続

「早期審理に関する事情説明書」の提出があった審判事件に関しては、部門長審判長が主任審判官を指定し、主任審判官は早期審理の対象とするか否か選定を行い、部門長審判長が決裁します。

<参考> 震災復興支援早期審理の対象として選定できない事例

(例1) 全ての審判請求人の住所又は居所が特定被災地域外にあり、かつ、地震に起因した被害を受けた事業所等と無関係な審判事件である場合。

(例2) 地震に起因した被害を受けた旨の記載がない場合。

ii) 選定結果の通知

部門長審判長は、選定の結果、「対象としない」と判断した場合には、理由を付して審判請求人（代理人）に通知します。

(*) オンライン発送のための所定の手続を行った審判請求人（代理人）には、オンラインにて通知されます。

iii) 選定の際の調査等

「早期審理に関する事情説明書」の記載内容のうち、「実施状況説明」「緊急性を要する状況の説明」の欄の記載内容については、必要に応じてヒアリングによる実施状況・緊急性を要する状況の確認、資料請求等を行うことがあります。

4-2 早期審理の処理

選定の結果、早期審理の対象となった審判事件については、担当する合議体はすみやかに審理を開始し、遅滞なく処分が終了するよう審理手続を進めます。

4-3 提出書類の閲覧

「早期審理に関する事情説明書」は、選定結果の如何にかかわらず、意匠登録に関する審判記録の閲覧と同様、意匠登録後は閲覧可能な書類となります。

4-4 意匠公報への表示

早期審理の対象となった審判事件に係る意匠の意匠公報への掲載に当たっては、早期審査の取扱いに準じて、以下の表示を行います。

i) 登録意匠目次への「早」表示。

ii) 意匠公報への「早期審理対象出願」表示。

5. お問い合わせ窓口

特許庁審判部審判課審判企画室（意匠担当）

TEL : 03-3581-1101 内線 5851, 3734

- 審判請求人（代理人）からの早期審理に関するお問い合わせには電話にて回答します。

早期
審理